

ネットワーク・きゅうしゅう Network Kyushu

2011,7,30

第40号

CONTACTADDRESS:c/oMinoshimaPastralCenter

2-5-31,Minoshima,Hakata-ku,Fukuoka#812-0017

発行:移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先:〒812-0017 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内

TEL : 090-8838-8595 FAX :093-293-3516 岩本

E-Mail : BRB05210@nifty.ne.jp 岩本

ホームページアドレス:<http://www.nw-kyushu.sakura.ne.jp/>

ホームページのアドレスが変わりました。

郵便振替:01750-4-46468 口座名:九州ネット



CONTENTS 目次 もくじ CONTENIDO

■ 福岡入国管理局との意見交換会の報告

- *質問と回答 P2 ~ P5
- *統計数値に関する質問と回答 P5 ~ P7
- *要請書 P7 ~ P9

■ 九州ネット第13回総会の報告

- *かたらんね しゃべらんね P9 ~ P15
- *活動報告と今年度の活動計画 P15 ~ P17
- *2010年度会計報告 P18

■ 全国ネットの報告 P19

福岡入国管理局との意見交換会の報告

今年度も恒例となった、第13回の福岡入国管理局との意見交換会が、2011年2月22日に行われました。その記録を報告します。

今回の回答では、集計中の回答が多かったのが特徴です。意見交換の過程で、この点について質問したところ、統計の集計が2月末になっていることが分かりました。次回からはこの点も考慮して開催日程を決めていくことになりました。

I、質問と回答

1、出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請の件数や認定件数

① 出国命令制度により出国した外国人は何人いますか。

『**昨年の回答**』 2008年 39名 2009年 29名

『**今年の回答**』 2010年 37名

② 在留資格取消がなされた外国人は、何人いますか。

『**昨年の回答**』 2009年 2名

『**今年の回答**』 2010年 8名

③ 難民認定申請件数及び難民認定件数は、何件ありましたか。

『**昨年の回答**』 2009年 認定申請件数 4件 認定件数 0件

『**今年の回答**』 2010年 認定申請件数 8件 認定件数 1件

2、個人識別情報の提供義務化

① 上陸審査時における外国人の指紋や顔写真など、個人識別情報の提供義務化が2007年11月20日から施行されるようになりました。個人識別情報提供義務化により2010年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続をとった者の人数をお答え下さい。

『**昨年の回答**』 全国ベース 2009年11月20日～2010年12月31日まで 個人識別情報提供義務化により上陸を拒否された者 2412名、退去強制の手続を取った者 140名

『**今年の回答**』 2010年は集計中

② 2010年中に福岡入管管内で免除対象者でないにもかかわらず、個人識別情報の提供を拒否して退去強制を命じられた外国人の数は何人ですか。

『**昨年の回答**』 2009年 0名

『**今年の回答**』 2010年は集計中

3、外国人登録及び外国人労働者届出義務化と入管による摘発

在留資格のない外国人が、市町村の窓口で外国人登録を行った場合、市町村から入管に必ず報告がなされますが、外国人登録の情報をもとに入管が摘発したケースは、2009年、2010年中に何件ありましたか、また、入管単独の場合と、警察と合同しての摘発の場合の件を明らかにしてください。

『**昨年の回答**』 2008年 2件(警察合同) 2009年 0名

『**今年の回答**』 2010年 0件

4、行政訴訟、裁決の見直しについて

在留特別許可を認めない裁決を行い、退去強制令書が発付された事例のなかで、入管側が裁判で敗訴しその判決が確定して在留特別許可を付与した事例、裁判中に和解、あるいは訴訟の取り下げにより在留特別許可を付与した事例、裁判以外に、それぞれ福岡入管の2010年の事例で何件ありましたか。

『**昨年の回答**』 2009年 該当者なし

『**今年の回答**』 2010年 0件

5、E-メール通報制度による摘発

法務省は2004年2月よりE-メールによる通報制度をおこなっていますが、このE-メール通報制度により、通報の対象者が福岡入管内在住の場合に連絡を受けて摘発をしたケースは、2010年中何件ありましたか。

『**昨年の回答**』 2009年 1件 1名

『**今年の回答**』 2010年 0件

6、人身売買の被害者の保護について

人身取引(トラフィッキング)の外国籍の被害者が入管難民認定法違反者で退去強制対象者の場合にも、在留特別許可を付与し、被害者保護として特別な配慮するとしています。福岡入国管理局は、人身売買の被害者の保護として、入管難民認定法の運用においてどのような配慮がおこなわれてきたかを知りたく以下の質問をします。

① 2010年の「興行」の在留資格者の退去強制者数を教えてください。

『**昨年の回答**』 2009年 2名

『**今年の回答**』 2010年 6名

② 2010年で人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡入管内でそれぞれ何名いましたか。国籍別の内訳も教えてください。

『**昨年の回答**』 2009年 全国ベース 20名 福岡管内 0名

タイ 8名 フィリピン 10名 中国・香港 1名 中国 1名

『**今年の回答**』 2010年は集計中

③ 2010年に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、そのうち長期の滞在や定住を可能とする在留資格の取得が認められた人数は何名いましたか。

『**昨年の回答**』 2009年 11名 タイ 6名 フィリピン 4名 中国 1名

『**今年の回答**』 2010年は集計中

7、2010年7月1日から施行されている、新しい技能実習生制度について

① 2010年7月1日から2010年12月末日までの期間中に、新規に来日した「技能実習生(1号イ、1号ロ)」は、全国で何人いますか。また、昨年同期間中の新規に来日した「研修生」と比べてどのぐらい増減していますか。

『**今年の回答**』 2010年 全国で集計中

② 2010年受け入れ団体で不正行為の認定を受けた件数は、全国でいくつありましたか。その内訳である企業単独型、団体監視型の第一次受入機関、第二次受入れ機関の不正行為認定の件数を教えてください。

『**今年の回答**』 2009年 31件

2010年 集計中

③ 現在福岡高等裁判所で係争中の訴訟の原告である中国人女性技能実習生3名(熊本県阿蘇市農家が受入)は、中国の送出機関「青島九同国際経貿有限公司」(JTI)から、中国の裁判所で、その保証人らに違約金の支払いを求める民事訴訟を起こされています。送出し機関が、このような違約金を取る契約を締結して技能実習生を送出すことは現在禁止されていますが、2010年7月以降から同年12月末日までに送出機関が違約金を取る契約を締結して来日させている等として、来日申請が不許可となった件数は何件ありましたか。

また、「青島九同国際経貿有限公司」(JTI)は、現在名前を「青島博瑞志有限公司」と変えて日本への技能実習生の送出しを行っています。このような送出し機関の違法行為や不正行為に対して入管はどのような対策を行っていますか。

『今年のお返事』

違約金を取る契約をしていたことを理由とする不許可件数は集計していません。在留資格認定証明書交付申請時に違約金の契約があることが判明した場合には、申請自身について不許可とするとともに改善を促すこととなります。また、個別事案に関する回答は差し控えますが、一般的には送り出し機関に不正または、その疑いがあれば、事案に応じて可能な限り調査を実施し、その結果に応じた対応を取ることとなります。

8、改正DV防止法の施行に伴う入管の対応について

- ① 入国管理局におけるDV事案の認知件数について、2008年7月以降より法務省として統計を公表するようになりました。(総数 26 件、期間更新等 15 件、退去強制手続き 8件、相談のみ3件) 2009年と2010年中の福岡入管管内で、DV事案の認知件数の総数とその内訳(期間更新等、退去強制手続き、相談のみ)を教えてください。

『昨年のお返事』 2008年 1件 (フィリピン 期間更新)
2009年 8件 (フィリピン 5件 中国 3件)
期間更新 5件 相談 3件

『今年のお返事』 2010年 6件 フィリピン 4件 中国 1件 ルーマニア 1件

- ② DV被害者の場合、日本人配偶者と別居中でも、「日本人配偶者等」の在留資格の更新に際して配慮される運用がなされていますが、そのような配慮はいつまで、どのような要件を満たせば継続されるのですか。

『今年のお返事』 DV被害者により日本人配偶者と別居中の者で、引き続きわが国に在留することを希望する場合には、個々の事案により具体的な事情が異なりますけれども、入国の経緯、在留状況、今後の在留目的、生活設計、またお子様がいればそのお子様(実子)の状況、婚姻修復の可能性等について総合的に配慮して判断することとなります。

また、いまだ婚姻が破たんしているとまでは認められないときは、在留資格「日本人の配偶者等」で在留期間の更新を許可しています。他方、婚姻の修復が見込まれないことが明らかであって、かつ、引き続き在留を認めるべき特別な事情を有しているときは、「定住者」などの他の在留資格への変更を許可しています。

9、子どものいない外国人配偶者の「日本人配偶者等」の在留資格の更新・変更について

- ① 日本人配偶者と別居中の外国人配偶者が、「日本人配偶者等」の在留資格の更新を申請した場合、更新が認められる場合はどのような要件を満たしている場合ですか。

『今年のお返事』 個々の事案により具体的な事情が異なりますけれども、別居経緯及び期間、また、別居中の両者の関係、婚姻修復の可能性等を総合的に判断することとしています。

婚姻関係がすでに実体を失い形骸化しているとまでは言えないこと、また将来にわたって修復が見込まれないとまでは言えないときは、引き続き在留資格「日本人の配偶者等」での在留期間更新の許可を認めています。

- ② 日本人配偶者と別居して暮らしながら、離婚調停や離婚訴訟係争中の外国人配偶者が、日本人配偶者等の在留資格の更新を申請する場合に、どのような要件を満たせば更新が認

められますか。

『**今年の回答**』 ①の回答と同じ

③ 日本人配偶者と別居中の外国人配偶者が、「日本人配偶者等」の更新申請を不許可とされたとき、就労規制のない「特定活動」への変更が認められたことがこれまでありましたか。

『**今年の回答**』 福岡入国管理局では事例がありません。

④ 日本人配偶者と別居状態にあり、婚姻も破綻していて離婚を進めようとしている状態で「日本人の配偶者等」から「定住者」へ変更するにはどのような要件が必要ですか。

『**今年の回答**』 日本人の配偶者と別居または離婚調停中に在留資格変更許可申請が出た場合には、別居の経緯および期間、別居中の両者の関係、婚姻修復の可能性等を総合的に判断することとしており、婚姻関係がすでに実体を失い形骸化しており将来にわたって修復が見込まれないことが明らかな場合で、引き続き在留を希望するときは、在留の経緯、状況、今後の在留目的、生活設計、実子の状況等を総合的に判断し、在留を認めるべき特別な事情を有しているときは、在留資格「定住者」で在留資格の変更を許可することとしています。

⑤ 日本人配偶者と離婚した外国人は、入管の内規にある3年間の婚姻生活が継続できても、日本人配偶者等から定住者への変更が認められないケースがでていますが、どのような場合に変更が不許可となるのですか。

『**今年の回答**』 在留資格「定住者」については、法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して定住を認めるものであり、申請内容は個々の事案により具体的な事情は異なりますが、実体を伴った婚姻生活が少なくとも3年以上継続していたことや、独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること、また、日本人または永住者の在留資格をもって在留する者の間に出生した子を日本国内において養育しているなど、特別の事情を総合的に考慮して「定住者」への在留資格の変更を認めています。

II、統計数値に関する質問

件数または人数は、特に指定のない限り2009年(確定値)及び2010年(概数値)を、それぞれお答え下さい。『』内は、昨年の福岡入管からの回答です。

1、福岡入管の管内での在留特別許可の運用の現状について

① 在留特別許可が認められた件数

『**昨年の回答**』 2008年 153件 2009年 131件(概数)

『**今年の回答**』 2009年 131件 2010年 143件(概数)

② 福岡入管で収容中に60日以内で在留特別許可が認められた件数

『**昨年の回答**』 2008年 2件 2009年 3件(概数)

『**今年の回答**』 2009年 3件 2010年 1件(概数)

③ 1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決(執行猶予付き判決も含む)を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『**昨年の回答**』 2009年 14件

『**今年の回答**』 2010年 9件

2、福岡入管内での上陸特別許可の運用の現状について

① 上陸特別許可の件数を明らかにしてください。

『**昨年の回答**』 2009年 62件

『**今年の回答**』 2010年 34件

- ② 退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者数を明らかにして下さい。入管法第5条該当者で上陸許可された数は何人ですか。

『昨年の回答』 2009年 12件

『今年の回答』 2010年 5件

3、福岡入管内上陸拒否者

福岡入管管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何人かを教えて下さい。

『昨年の回答』 2009年 313件

『今年の回答』 2010年 218件（概数）

4、福岡入管の退去強制処分について

- ① 福岡入国管理局管内で退去強制された者の総数及び内訳などについてお尋ねします。

『昨年の回答』

退去強制者の総数（2009年概数値）	300名
* 不法残留者	232名
* 不法入国者	32名
* 不法上陸者	2名
* 資格外活動	10名
* 刑罰法令違反者	24名

『今年の回答』

退去強制者の総数（2010年概数値）	355名
* 不法残留者	252名
* 不法入国者	57名
* 不法上陸者	5名
* 資格外活動	15名
* 刑罰法令違反者	26名

- ② 入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何人ですか。

『昨年の回答』 2009年 77名

『今年の回答』 2010年 81名

- ③ 退去強制者のうち福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳数

『昨年の回答』 2009年 3名

不法入国 1名 資格外活動 1名 偽装滞在者 1名

『今年の回答』 2010年 8名

不法入国 5名 偽装滞在者 3名

5、福岡入管内の収容施設

- ① 福岡入国管理局の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてください。

『昨年の回答』 2009年 平均収容期間 6.6日 最長収容期間 52日

『今年の回答』 2010年 平均収容期間 4.17日 最長収容期間 30日

- ② 福岡入管の収容施設内での被収容者の自殺未遂（自傷行為）を引き起した件数は、どのぐらいありましたか。

『昨年の回答』 2009年 1名

『今年の回答』 2010年 1名

6、福岡入管の職員体制について

① 2010 年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また、2010 年度は前年度に比べてどの分野にどのぐらい増員がなされましたか。

『昨年の回答』 定員 244 名

*福岡本局 76 名 内訳、警備 39 名 在留審査部と審判部門 25 名、その他 12 名
*2009 年度の人員は前年度と比べて24 名増員

『昨年の回答』 定員 240 名

*福岡本局 77 名 内訳、警備 39 名 在留審査部と審判部門 26 名、その他 12 名
*2009 年度の人員は前年度と比べて4 名減員

② 福岡入管職員の一人当たりの月平均残業時間はどれぐらいになっていますか。

『昨年の回答』 2009 年度 平均 20 時間

『今年の回答』 2010 年度 平均 19 時間

7、研修生及び技能実習生について

① 九州内の研修生の総数と各県別の数

『昨年の回答』 2008 年 12 月末 6,169 名（研修生・技能実習生の総数）

各県別 *福岡県 1,812 名 *佐賀県 515 名 *長崎県 736 名
*熊本県 1,118 名 *大分県 838 名 *宮崎県 551 名
*鹿児島県 493 名 *沖縄県 106 名

『今年の回答』 2009 年 12 月末 5,131 名（研修生・技能実習生の総数）

各県別 *福岡県 1,259 名 *佐賀県 488 名 *長崎県 639 名
*熊本県 917 名 *大分県 604 名 *宮崎県 569 名
*鹿児島県 584 名 *沖縄県 71 名

② 九州内の研修生及び技能実習生で 2009 年度と 2010 年度に失踪、逃亡した者の数、研修や技能実習中に死亡した者の数、研修途中や技能実習中に帰国した者の数を教えてください。

『昨年の回答』 2008 年 失踪 154 名 死亡 3 名 途中帰国 694 名
2009 年は集計中

『今年の回答』 2009 年 失踪 79 名 死亡 2 名 途中帰国 774 名
2010 年は集計中

.....
意見交換会に引き続き次の要請書を提出しました。

要 請 書

法務大臣・福岡入国管理局長 殿

1、個人識別情報の提供の義務化について

① 外国人(特別永住者や 16 歳未満などを除く)を対象として、指紋情報など個人識別情報の提供を義務として求めることは外国人を「テロリスト予備軍」とみなし、管理・監視の対象とするもので、外国人を差別し基本的人権を侵害するものであり、すみやかに廃止してください。それに向けた段階的な対応として、まず永住者の適応を除外してください。

② 提供された個人情報をプライバシーとして保護し、その目的外利用を許さず、その目的達成のための合理的な期間経過後はすみやかに消去してください。

2、在留特別許可について

- ① 日本人等との婚姻や日本人等との実子を養育していることなどを理由とする在留特別許可申請については、現行の三審制を1回の審査で済むように改める等、迅速に審査し、審査期間を短縮するように改善してください。
- ② 入管法違反で収容され、退去強制令書発付後に日本人等との婚姻届が受理された場合には、夫婦としての実態を総合的に判断して在留特別許可を与え、あるいは在留特別許可が不許可となり、退去強制令書発付処分がなされた外国人にも「裁決後に事情が変更し、退去強制することが人道上過酷であるような場合について裁決を見直すこともある」という運営方針を積極的に活用し、法務大臣の裁決を見直して在留特別許可を与えるようにしてください。

3、「日本人配偶者等」や「定住者」の在留資格の更新変更について

- ① 別居中の日本人配偶者から離婚調停の申立や離婚訴訟を提訴されて係争中の外国人配偶者の在留資格（「日本人配偶者等」）の更新・変更について、調停や訴訟の目処がつかずまで、対等・公平に争えるように在留資格の更新や変更を認めてください。
- ② 日本人配偶者との離婚により日本人配偶者ビザから定住者ビザへの変更を希望するケースで子どもの親権のない場合でも、子どもの面接を行うなど子どもとの交流を続けているケースや、子どもがいない単身者の場合でも、定住者の在留資格への変更を認めるようにしてください。
- ③ 子どもがいない単身者で、「日本人配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更申請に関して在留特別許可のガイドラインや永住者のガイドラインを公表しているようにガイドラインを設けて公表してください。
- ④ 「定住者」あるいは「日本人配偶者等」の在留資格を有して日本で暮らしている外国人が、その親の介護あるいは子どもの育児のため親を呼び寄せたいとき、「短期滞在」ではなく、「特定活動」あるいは「定住者」の在留資格を付与し長期的に滞在できるようにしてください。

4、DV被害者及び人身取引の被害者について

- ① 改正DV防止法の主旨にそって、外国籍のDV被害者に対しては、夫と離婚成立前であれば日本人配偶者等の在留資格の更新を、離婚後であれば日本人配偶者等の在留資格から定住者の在留資格への更新を認めるなど、在留資格の付与をより明確にしてください。
- ② 外国籍の在留資格のない人身取引の被害者に対しては、帰国を希望する場合には速やかな帰国の実現を、帰国を希望しない場合には仮放免の弾力的運用や在留特別許可を付与するなど積極的な被害者保護を行うことを要請します。また、男性被害者も女性と同様の保護が受けられるように要請します。

5、外国人を対象とする E-メール通報制度の廃止について

法務省入国管理局のホームページで外国人のみを対象として、E-メールでの通報を呼びかけ摘発に利用することは、外国人を「犯罪者、あるいは犯罪予備軍」とみなし、外国人の基本的な人権を侵害します。すみやかにE-メール通報制度を廃止してください。

6、外国人登録や外国人労働者の就労届出からの摘発の中止

自治体での外国人登録や事業主に義務付けられた外国人労働者の就労状況の公共職業安定所（ハローワーク）への届出情報は、外国人及び外国人労働者の個人情報であり、これらの情報を活用した入管の摘発は個人情報の目的外使用でありプライバシーの侵害とな

ります。外国人登録や事業主の外国人就労状況の届出から外国人の摘発をやめるようにしてください。

7、研修生・技能実習生制度の見直しについて

2009年7月の入管難民認定法の改定に伴い「研修生・技能実習生制度」は2010年7月1日より「技能実習生制度」に改定されました。新しい制度について以下の要請をします。

- ① 新制度でも「日本の優れた技術移転を通じての国際貢献」という理念と、日本人が就労しない分野や格安の労働力を求める企業や農家という実態の乖離は基本的に解消せず、この制度のひずみは、むしろ拡大していきます。「技能実習生」の在留資格は廃止し、実態に合わせ、転職の自由を認める「労働」の在留資格を設けてください。
- ② 受け入れ団体・企業・農家の「不正行為」や「法令違反による人権侵害」からの救済を求めている外国人技能実習生が、その権利や損害の回復ができるまで日本に滞在できるように在留資格の更新や変更をしてください。また帰国後であっても裁判などの証言のために来日を希望する場合には在留資格を付与して来日できるようにしてください。
- ③ 受け入れ機関や企業・農家などで「不法行為」や「法令違反」があるとの申告がなされた場合でも、申告から処分がなされるまで10ヶ月から1年間ほどの期間を要していました。改定後、入管は速やかに実態調査を行い、「不正行為」を認定して処分を行うようにしてください。
- ④ 研修生・技能実習生が苛酷な労働環境や搾取状態に置かれている要因として、日本側の受け入れ機関や企業・農家と違法な残業賃金契約を締結させられていることや、高額な保証金や違約金を取る契約をして研修生を送り出している外国の送出し機関(派遣会社等)の存在がありました。改定後は、このような契約を締結している送出し機関からの受け入れ申請を不許可にしてください。

九州ネットワーク第13回総会の報告

今年も九州ネットの総会[第5回かたらんね、しゃべらんね]を開催することが出来ました。今年度は外国人自身の自助組織に焦点を当て、各地で活動している組織の人たちに参加していただき、活動の内容を報告していただきました。

定住化が進む外国籍住民にとって日本人支援者に頼るだけではなく、自分たちで地位や権利を守っていく次期にきています。私たちはこれらの自助組織がどうなっているのか知りたいと思いますし、外国人組織が相互に連絡を取り合い、ネットワーク化して発展して欲しいと願っています。今回の総会がそのための一助になればと思います。

今回は全体会で5人の方に報告をしていただきました。紙面の都合で全員の報告を掲載できませんが、2名の方の報告を掲載します。

全体化以後二つの分科会に分かれて意見交換会を行いましたので、分科会の担当者の報告も掲載します。

*Aさんの報告(フィリピン)

みなさんこんにちは。私はフィリピンから来ました。いま家族と一緒に熊本に住んでいます。

す。日本に来て20年になりました。

私は熊本にあるフィリピン人会のことを報

告します。この会は 2008 年 12 月 23 日に作られました。去年のメンバーの数は 156 人でした。ちゃんとポリシーを作っていて、みなさんがその内容を分かって理解できてから参加することができます。参加費は最初の 1 年間は 1000 円をメンバーシップとして取ることにしています。そのあとには、1 年後にまた 500 円をいただくことになっています。

私たちフィリピン人会はいろんな活動をしています。まず一つは、熊本に住んでいるフィリピン人たちの一番近くの家族、お父さんやお母さん、兄弟が、フィリピンで何かがあった場合は、その方に寄付を渡す決まりです。だから 156 人みんな全員 500 円を寄付しなければなりません。これはポリシーの一つです。

もう一つは日本語教室。熊本市だけでなく離れている町にも日本語教室を作ります。これはフィリピン人たちのための教室で、できるだけお金が掛からないように、その市役所とか教育の方たちに相談して、お金のかからない場所やボランティアの先生を探してもらったりしています。日本語を勉強するためお金は 1 か月に 500 円。高くなっても 1000 円くらいの金額です。

今まで 2 年間の間に、困っているフィリピン人の人たちはたくさんいました。ある人からは、電話で、旦那さんとうまくいかないとか、電気を止められたとか、ガスが払えないからお風呂に入れないとか、そういうことがあって、彼女は旦那さんと離れたい。だから私たちは彼女が住んでいるところに迎えに行き、子どもたちも一緒にシェルターに連れて行きました。そして市役所の人と話をし、生活保護の手続きが出来て、いまちゃんとうまくいってます。その時に私が感動したのは、彼女が初めて、

お金をもらったっていう経験。日本に長く住んでいたけど、いつも旦那さんだけお金を握っていたから、こんなお金を手にするのが初めてって喜んで泣きながら私にありがとうと言った。その時、私がやったことで人が喜んでくれ私はうれしかったです。

警察に行って、もし旦那さんが彼女を探しても探さないでくださいという頼みもしました。旦那さんは、私の妻は何にもできないと思っていたと思うけど、私たちは何でもできる。別の方の旦那さんが、私の家まで訪ねてきて、連絡をするよう手紙を渡したこともあって怖くなったこともあるけど、ほんとに自分がやったことが、いいことでその人のためだったら、がんばって、やるようにしたいなって思いました。

そうして少しずつ熊本に住んでいるフィリピン人を助けることをやっています。ただ、2 年たって悲しいのは、現在がんばっているのは 62 人しかいません。自分の会だから、褒めてあげないといけない。だけど自分の気持ちは…。もちろん私が代表だから、命令するのが当たり前かもしれないけれど、後からいろんなネガティブなコメントが出てくるのが、耳が痛くなるから、だったら、自分一人でやったほうがまだ楽かなと思っています。

この間のフィリピンの文化的な祭「サンタクルーザン」をしました。当日にはたくさんの方が来ましたが、その前の準備とあとの片付けと、とても心身的に疲れました。それぞれが役割をしなければならないから、一人一人お願いをしているのですが、当日になると、なんだかわからなくなってしまう。それが役割をもらった方が出てこない。風邪ひいてるから、子どもがこうだったから、場所がわからな

いから来れない、とかそういういろんな言い訳。そうだったら、最初から出来ませんと言われていけば、私たちはご一緒しません。まあ同じ国の人のことを悪く言っちゃいけませんけど、いま自分はたくさんのストレスがあります。

実際これは私が経験したことです。みなさんもきっといつか、こういう経験にあうかもしれない。できるだけこのようにならないように。だ

*Bさん(ペルー)

みなさんこんにちは。私はペルー人で初来日から16年です。最初は1995年に留学生として来て、広島大学で修士課程を取って一回国に帰りました。そして大阪大学の教授に呼ばれ2001年9月から大阪大学人間科学国際協力論で非常勤講師の仕事をしました。その後去年の4月に仕事のため福岡に移動してきました。

去年は私もみなさんと同じところに座って、特に韓国の方の話を聞いて、感動しました。なぜなら留学生でも、教職員でも、ほかの仕事に就いていても、外国人の気持ちは変わらないということが分かったからです。留学生はちやほやされて、学生だからといろいろ世話してもらえるんですけど、研究のこととか難しいことはたくさんあります。大学の中でも、日本語がわからない外国人と同じ問題ですけど、無視されたりちゃんと指導してもらえなかったり、挨拶さえしてもらえなかったりすることもあります。職員になってステータスが変わっても同じような問題があります。日本語がうまくできないと、いろんな問題があります。日常のこともあります。

ペルーから日本に戻ってきた時に、大阪には知り合いも友達も誰もいませんでした。ペルーで助産師をしていましたが、日本の大学

から経験をみなさんには伝えてうまくいけるように願います。いろんなことを考えて同じフィリピンの人の言葉のやりとりに気をつけて、気持ちも考えて、フィリピン人会の活動を守り続けて、たくさんの人を助けてあげたいと思っています。みなさんありがとうございました。これからのほかのフィリピン人会を作るのを、がんばってしてください。

を卒業していないため日本で助産師の免許を取らない限り仕事はできません。大阪大学の非常勤講師だけでは生きていくことはできません。そこでハローワークに相談に行ったら、「あなた日本語はできるかな」と言われました。また、「教授に頼めば」と言われました。当時教授は外国に行っていましたので、じゃあどこで仕事を探せばいいのかと。相談する相手はいませんでした。どんな仕事でもいいからと思っていましたが、当時もっていたビザではどんな仕事でも、はダメでしたね。やりたい仕事ができない。できる仕事もできないということがありました。デパートでの片付けや清掃の仕事もしました。そして少しずつネットとかボランティアの仕事を引き受けることになったんです。

私は、AMDA 国際医療情報センターという組織にボランティアとして5年間ほどボランティアをしました。一応医療者であるということから、少しでも生かしてもらえたらと思って、医療情報提供を電話で英語とスペイン語でやらせてもらったんです。無償で交通費しかもらえない仕事です。治療のこと、医療のこと、子育てのこと、HIVの検査とか、いろんな相談がありました。外国人のHIV陽性者を支援する「CHARM」というNPOと連携もできました。

まずはボランティアとして電話相談を受けたり、HIV 抗体検査への同行や通訳をしました。私は通訳士ではないんですけど、日本語がわからなくて困っている人がいるということ、私もマイラントウォーカーであると気がついたら、支援をしないといけないと思っています。また一般の方と HIV 陽性者のための母親学級をやりました。ボランティアの通訳は、無償で仕事をしているのにいろいろと準備をしなければいけなかったり、いろいろつらいことがあるんですけど、とてもいい経験でした。自分の勉強にもなります。勉強しないでそのまま通訳はできないから、一生懸命勉強することになります。

そして、もうひとつ紹介したいのは、日本に生まれたスペイン語圏の親を持つ子供のための母語教室です。多文化共生センター兵庫の「ニコニコ会」で 7 年間、子どもたちに母

国語のスペイン語を、週に一回程度教えていました。言語だけでなく地理とか歴史とか、南米の国の歴史について説明もしました。子どもと一緒に楽しい時間をすごすこともできましたけれど、時々子どもから相談を受けたり家族の問題を聞いたりしました。

その三つの経験を経て、現在は宗像市にある日本赤十字九州国際看護大学で教員をしています。今後、美野島カトリック教会のペルー人コミュニティの妊婦さんと子育て中のお母さんから相談を受けます。日にちとかは決まっていないんですけど、電話とか教会のミサのあと相談をうけることが時々あります。また翻訳通訳の手伝いをさせていただいています。何かスペイン語圏の方がそういった支援の必要があれば、ぜひ美野島カトリック教会に連絡するようにお願いします。ありがとうございました。

*** 第一分科会の報告**

在住外国人の自助組織

中島 眞一郎

第1分科会の在住外国人の自助組織の問題がテーマでした。参加者は、18名で、北九州、福岡、熊本、大分からの 12 名のフィリピン、ペルー、中国などの外国籍の方、北九州、福岡、熊本、宮崎からの6名が日本籍でした。

また、最初に、フィリピン人会・熊本のフィリピン女性から、2年半前に会の結成した目的として、「熊本に住むフィリピン人の抱える問題の解決のために助けあう、また、在住外国人の相談を受け、その問題解決へ向けて活動しているコムスタカー外国人と共に生きる会に協力する。」などのために結成されたこと。最初は 15 名ほどから、半年後に 50 名となり、現在 150 名ほどの会員がいる。これまで、12 月のクリスマス会、5月のサンタクルサン祭りのイベントもしているが、熊本で死亡したフィリピン人のために、フィリピンの遺族やフィリピン領事館へ連絡したり、葬式、火葬、その他の手続きを担ったり、2010 年4月に熊本で、大阪のフィリピン領事館員にきてもらい、臨時のパスポートの更新手続きを行い約 300 名ほどのフィリピン人が参加した。また、DVで日本人夫の家から子どもを連れて逃げてきた2組のフィリピン人母子の相談に乗り、公的シェルターへ保護して、その後の生活自立へ向けた支援している。悩みは、パスポート更新手続きをした昨年は、会費を支払う会員が 150 名以上いたが、今年は、半分ほどに減っていること、また、助ける活動の担い手になる人が少なく、「楽しいことは好むが、準備したり、後片付けし

たり、きついことは嫌がる人が多いこと、内部の人間関係での誹謗中傷や批判など疲れることも多いこと」等、率直な悩みも話された、

北九州のフィリピン人会のフィリピン女性は、「昨年結成され、地域のフィリピン人を助けることを目的に結成された。現在 150 名ほどの会員がいるが、昨年 12 月のクリスマス会、今年4月の花見(北九州市内の公園で、盛り上がりすぎて、警察官が注意しに来た)などのイベントではよく人が集まる。困っているフィリピン人を助ける活動では、ビザの問題や、夫からのDV等の相談を受けたが、具体的な会として取り組みまで至っていない。助けることができる会となるために、どのように運営していったらいいのかを勉強するために、今日、参加した。」との報告があった。

大分県別府のビサヤを支援するフィリピン人連合の代表は、「大分県別府には、フィリピンの南部地方であるビサヤ地域の出身者が多く、フィリピン国内でも少数者の問題であるビサヤ地方の抱える問題を日本国内でアピールして、ビサヤ地方の問題を解決するための支援を日本から行うために今年、結成された。まだ、結成されて間がないので、活動の実績はあまりない。この集まりがあることを知り、他の地域のフィリピン人の団体の人々と交流したいと思い参加した。」との発言があった。

それ以外にも、大阪や名古屋に暮らしたことがあるペルー人女性からは、「ペルー人の場合、カトリック教会での集まりを通じて団体が結成されていた。出身国であるペルーのために災害時などで支援していく活動が行われていたこと、しかし、今住んでいる地域にはペルー人はほとんどおらず、誰も頼るものがなくて孤立して暮らしているペルー人が多い」という発言がありました。

福岡市在住の中国人女性からは、「中国人の場合、家族・親族のネットワークや、中国での出身地域でのネットワークが作られていることが多いが、日本社会での問題はどれも助けられるところがなく、私は日本のNGOに助けってもらって問題を解決した」という報告等がありました。

報告や議論のなかで在住外国人の類型として次のような違いがあることが分かりました。

- ①どこにもアクセスできず孤立している場合
- ②同国人の友人とだけ付き合う場合
- ③来日している家族や親族の関係者、あるいは出身地域同胞のコミュニティや団体がある
- ④その地域に同じ国籍者でのコミュニティや組織があるが、クリスマス会や花見などイベント中心か、出身国で災害が起きた時などに救援のための資金や物資を送るなど支援活動をする
- ⑤日本に住む外国人がその地域の中で困っている同国人の問題に取り組む団体をつくる(自助組織)

自助組織に至って結成目的をうたっていても具体的な行動やその担い手をどう維持していくか課題は山積しています。

それでも、定住化の進展と在住外国人の量的増大により、日本人のNGOやNPOに頼るだけでなく、日本の地域社会にすむ在住外国人が自らの問題、自らのコミュニティの問題として意識し、取り組んでいく志向や組織化の芽が芽生えてきていることが感じられる分科会でした。

*第2分科会の報告 労働・生活、教育、子ども、離婚やDV 竹内正宣

この分科会の運営を一緒に担当することになった担当者と直前の打ち合わせで、次の確認をしました。

- ① この分科会の参加者はそう多くないだろうから、場の形式は車座にする。
- ② テーマが多岐にわたり、何を焦点に話を進めたらいいか定めにくいので、時間はかかっても簡単に全員の自己紹介をもらう。
- ③ 集会の趣旨が「語らんね、しゃべらんね」なので、日本に暮らす多文化の人に主に話してもらう。

1、自己紹介とテーマ決め

参加者は意外に多く17人。司会の私から右回りに自己紹介を始めました。最初の福岡教育大大学院の留学生で、DVの比較研究の中でも法律と支援についてテーマにしているという中国人女性のあと、支援する側の人やフィールドワークをベースにしている研究職の日本人が続きました。10人を過ぎたあたりからやっとフィリピン人女性で、日本人と離婚してから子どもの教育と生活に奮闘する人たちの自己紹介がありました。

参加者の内訳は、多文化の人が5人(1人は神父、3人がフィリピンの方で皆シングルマザー、1人が中国人留学生)12人が日本人(うち2人は外国での生活で離婚を経験)

分科会後半の話は、在日フィリピン人のシングルマザーの抱える問題を巡って進めることにしました。

2、「ワサワサ」で共感。現実的な問題解決には、NGOとの協同と、多文化共生を前提とする自治体の窓口対応が必要。

まずはシングルマザーとして生活を比較的安定させてきているフィリピン女性Aさんにこれまでの苦労話をしていただきました。Aさんは現在団地に住み、デパートで商品の検査の仕事をして4年目に入ったこと。17才の子どもは専門学校への進学を目指しているが、以前には学校でのいじめで悩み、学校の先生の協力で克服したこと。日本人の前夫はお金に困り自殺したが、この前夫との間では、子どもの親権を巡る裁判があり、コムスタカに助けってもらって勝つことが出来たこと。「何でも中島さん」で解決してきたことを話されました。

続いて群馬での放射能汚染から逃れて熊本に戻られたフィリピン女性Bさんは、仕事で募集と違うことをさせられていじめを感じたが、裁判まではせず、別の仕事に替わったことを話されました。

Bさんは、参加者からの「何か困ったことがあるときはどうしていますか」という問いに対して、フィリピン人は教会を場として社会を作っているが、このなかで「ワサワサ」するが(わいわい話をするというイメージ)、「ワサワサ」では共感はあるが、困ったことを解決できないことが多いこと。またプライベートなことでも、フィリピン人の中では話にくい事もあること。その上で教会のパードレ(神父)に話しても解決できないことは「コムスタカに行きなさい」、熊本市の窓口に行っても、「コムスタカに行きなさい」、と言われるとのこと。困ったことについて正しい知識を持って具体的に

解決出来るのが「コムスタカ」で、心強い存在であることが改めて明らかになりました。

アジア女性センターの柿原さんからフィリピン人の方に対して、市の窓口の職員に、「わかるようにして下さい。」と伝え、窓口のそれぞれで対応する努力をし、改善をしてもらうようお願いして下さいと要望が出されました。

最後に中国人留学生Cさんから行政や入管の窓口は外国人に冷たく、福岡市の区役所の窓口では、「それだったら天神の県国際交流協会に行ってください」と言われたことが報告された。

ここで福岡在住の事務局の日吉さんから九州ネットとしてこれまで福岡県や福岡市への政策提言もしてきたが、福岡市はアジアの玄関としての国際交流は言うが、いまだに多文化の共生という考えには立っていないことが付け加えられた。福岡に住む者として行政に対する働きかけを「頑張らなければ」と痛感したのは私だけではなかったでしょう。

分科会としては、多文化の人それぞれの社会の自助努力とともに、そこでは解決しにくいことについての確かな支援をする日本人NGOとの協同関係と、多文化共生の考えのもとで行政窓口それぞれが、多文化住民に対して当事者として対応するべきであり、そのように引き続き働きかけていく必要があることが共通認識として確認できたと思います。

ネットワーク・九州の活動報告と今年度の活動計画

1、2010 年度 活動報告

移住(労働)者やその家族の生活環境が定住化に変化していますが、彼ら/彼女らの状況の変化にともなって活動内容は数年来変化してきていて、活動の裾野が広がることも求められています。移住労働者と共に生きるネットワーク・九州(以下、ネットワーク九州)では 2010 年度も引き続いて様々な活動を行ってきました。

(1)2010 年度に行った活動

ア、事務局会議

毎月 1 回の事務局会議を美野島司牧センターで行いました。毎回 6 人から 8 人程度の参加者でした。

イ、総会

2010 年 5 月 12 日〔水曜日〕に、活動報告・活動方針・会計報告と予算案等の検討を行い、5 回目となる「しゃべらんね、かたらんねー外国籍住民の集い」を、カトリック大名町教会 4 階会議室で同年 5 月 15 日(土曜日)で実施し、80 名を超える参加がありました。

ウ、ニューズレターの発行

2010 年度中に 3 回発行することができました。(第 36 号 2010 年 8 月 14 日 37 号 2010 年 11 月 1 日 第 38 号 2011 年 4 月 16 日)

エ、第 7 回大村入国管理センターの施設見学と意見交換会

2010 年 11 月 30 日 ネットワーク九州と大村入国管理センターとの 7 回目の意見交換会が長崎県大村市の大村入国管理センターで行われ、ネットワーク九州から 11 名が参加しまし

た。

オ、福岡入管との意見交換会

福岡入国管理局と13回目の意見交換会を、2011年2月22日(火)に実施しました。実務担当者の出席が引き続きあり、福岡入管から在留審査部門、警備部門、審判部門の統括審査官各1名の3名が出席し、総務課の調整官1名の計4名が出席しました。また、ネットワーク九州から、熊本、福岡、北九州より6名が参加しました。

カ、全国ネットワークとの連携活動

- ・全国運営会議に年3回参加しました。
- ・2010年6月12日・13日移住労働者と連帯する全国ネットワークの「全国ワークショップ in 仙台」が東北の宮城県仙台市で開かれ、ネットワーク九州関係者も参加しました。

キ、講演会など企画

2010年12月11日(土曜日)大名町カトリック教会で、「外国籍の子どもの教育に関する公開学習会」を開催し、20名弱が参加しました、

ク、政策提言やその具体化についての取組み

2010年度は行いませんでした。

2、2011年度 役員分担

①共同代表

- 岩本 光弘 (多文化共生センター北九州 北九州市)
- 井上 幸雄(アジアに生きる会・ふくおか 福岡市)
- コース・マルセル(美野島司牧センター 福岡市)
- 中島 真一郎 (コムスタカー外国人と共に生きる会 熊本市)

②事務局

安倍 妙子、川野 紀子、日吉 国幸、竹内 正宣

③会計 日吉 国幸

④会計監査 高尾 淳子

⑤全国ネットワーク担当 岩本 光弘

3、2011年度の活動目標

ア、事務局会議

原則として毎月1回の事務局会議を行い、ネットワーク九州の活動を検討していきます。

イ、総会の開催

年1回の総会を行います。活動報告や活動方針案や決算や予算の検討などについては2011年5月11日(水曜日)午後7時から美野島司牧センターで行いました。また、外国籍住民を主体とした集い「第6回かたらね、しゃべらんね」は、2011年5月15日(土曜日)午後1時30分から午後5時まで、大名町カトリック教会4階会議室で実施します。

ウ、ニュースレターの発行

年間 3 回程度の発行を目標とします。

エ、移住労働者と連帯する全国ネットワークとの連携活動

全国ネットワークの運営委員の派遣、第 8 回全国フォーラム・東海 2011(2011 年 6 月 18 日・19 日 愛知県名古屋市中京大学名古屋キャンパス)への参加や中央省庁交渉参加などを今後も続けていきます。

オ、大村入国管理センターとの意見交換会

2011 年 11 月下旬頃に 8 回目の大村入国管理センターとの意見交換会をおこなうことにします。

カ、福岡入国管理局との意見交換会

1998 年度よりこれまで過去 13 回行われてきましたが、14 回目の意見交換会 2012 年 2 月末か 3 月初旬ごろに引き続き実務担当者出席による定期的な意見交換会を行うことにします。

キ、学習会あるいは講演会等

昨年度は 2010 年 12 月 11 日外国籍の子ども教育問題で公開学習会を開きましたが、今年度も、学習会などの企画の実現をめざします。

ク、ネットワーク九州の広報活動

2006 年度からスタートさせたネットワーク九州のホームページについては、2008 年途中から更新していない状態となっています。2011 年度より、新たな担当者をきめ、より充実したホームページとなるように、また、様々な媒体を使って広報活動の充実をはかります。

ケ、政策提言の具体化へむけた行政への働きかけへ

政策提言の個別的な具体化を実現するため、行政への働きかけを福岡県内と熊本県内で行ってきました。2009, 2010 年度は中断しましたが、引き続き、政策提言を行政に具体化させる働きかけを強化していきます。

コ、NGOや関係団体との連携を強化します。

九州内で、新たに結成された移住労働者問題に取り組む NGO との関係強化すると共に、移住労働者とその家族や外国籍住民と接点を持ち活動している関係団体(NGO、労組、教育関係、行政)との協力や連携を深めていきます。

サ 移住労働者とその家族の自立や組織化の進展をめざします。

九州内の各地のフィリピン人コミュニティなどで、自助組織の結成や組織化の動きが見られます。これらの団体と連携しながら、移住労働者とその家族自身の自立や組織化が進展することを目指して活動していきます

シ、今後の検討課題

- ・ネットワーク九州の財政基盤の強化が必要です。団体会員、個人会員、賛助会員の増加を図り、赤字財政から黒字財政へ
- ・九州内で連携できていない地域の NGO や個人との交流や連携を目指します。

2010年度 会計報告

収入

*単位 円

項目	予算	収入	備考
会費	372,000	267,000	団体会員 10,000×6 個人会員 5,000×26 賛助団体 5,000×1 賛助個人 3,000×24
カンパ	30,000	18,000	6件
雑収入	26,000	5,275	総会でのカンパ 5,200 利息 75
小計	428,000	290,275	
前年度繰越金	482,000	482,575	
合計	910,000	772,850	

支出

項目	予算	支出	備考
印刷費	7,000	1,100	
事務用品費	5,000	0	
通信費	8,000	66,000	
旅費	150,000	1,500	全国ネット会議 2回
イベント費	60,000	145,400	総会・学習会の会場費 謝礼
レター発行費	128,000	40,900	36号 37号 38号
会議費	4,000	0	
調査・活動費	10,000	0	
予備費	10,000	10,000	講演会賛助金
小計	448,000	370,268	
次期繰越金	462,000	402,582	
合計	910,000	772,850	

上記のとおり報告します 会計担当 日吉 国幸

移住労働者と連帯する全国ネットワークの報告

全国ネット・共同代表 岩本 光弘

＊「移住労働者と連帯する全国フォーラム・東海 2011」がありました。

6月18日・19日の2日間、名古屋市の中京大学において全国フォーラムが開催されました。今回は東海地区で結成された「東海ネットワーク」の皆さんでした。このネットワークは三年前の秋に結成されました。移住連は中部地区でのフォーラムの開催を早くから望んでいましたので、引き受けていただくよう要請していましたが、結成からまもなくの開催は難しいことから、前回のフォーラムから三年後の開催になりました。

中部地方には多くの外国人労働者が働いています。現在はこの労働者がリーマンショック後次々に職を失い苦境に立たされているという背景があります。

フォーラムの1日目は、「リーマンショック後の東海地域から多文化共生の道を考える」というテーマでパネルディスカッションがありました。

大学の研究者、自治体、ユニオンなどからの報告がありましたが、さすがに移住労働者がたくさんいる東海地区の取り組みは、九州とは規模も内容も違ったもので、大変参考になりました。

分科会では、今までのフォーラムで無かった「日系人」「在日中国人」「フィリピン人」「在日コリアン」などのテーマもあり、たくさんの参加者がありました。

詳しい内容が知りたい方は、2日目の講演を含めた報告書が後日発行されますので、ぜひ読んでみてください。

＊総会と運営会議の報告

2年おきに開かれる全体会(総会)と運営会議が、フォーラム終了後、同じ会場で開催されました。全体会では2年間の会計報告と活動報告がされ、第8期役員の選任が行われました。

今回は共同代表で女性問題を担当する委員を1名増員することが運営会議で決められていましたので、この全体会で承認を受けました。新しい共同代表に選出されたのは、神奈川地区の「山岸素子」さんです。今後は女性問題を大津恵子さんと共に担当されることになります。

移住連ではかねてより、組織機構の改革を議論してきました。現在まで活動を続けてきた移住連の活動は国内・国外にもかなりの範囲で認められるようになってきました。提言などの発表や資金面での充実を図るためには、NPO 法人化することが必要になっています。

毎回の委員会への委員の出席についても旅費の補助すらできていません。財政の改善は絶対に必要な事項になっています。現在の会員加入数ではNPOに移行する条件は満たしていますが、委員会の構成などに課題があると、岩本は個人的に考えています。

今後はこの課題についての論議を急いで進めていくこととなります。

＊移住連のこれからの予定

恒例となっている2年毎の全国フォーラムは、過去に間が1年延びたことが二回ありました。今回は二年後に神戸で開催されることになり、地元の同意がありました。その間の年にはワークショップを開催していますが、来年6月中旬を目標に、新潟市で開催されることも正式に決定しました。毎回九州地区からの参加者が少ないのが大変残念です。各地で活動している人たちとの意見交換は、大変参考になりますので、ぜひたくさんの方の参加をお願いします。

移住労働者と共に生きるネットワーク九州

1. 私たちがめざすもの

国籍や民族、文化の違いをのりこえて、互いに認め合い共に生きる社会を築きたい

経済や文化の国際化の進展とともに、「人」の国際化も進んできました。現在日本には約200万人の外国籍の人々が暮らしています。しかし日本で働き生活する外国の人々の、人間としての権利は守られているのでしょうか、残念なことに、法制度の面でも私的な関係上でも、意識の上でも様々な差別や不当な処遇が存在しています。日本国憲法は、「自国の利益のみに専念してはならない」と訴え、「全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言しています。私たちは憲法の理念を基礎に、この日本でそして全世界で、異なる文化や民族性を認め合う「共に生きる社会」を実現したいと思います。

2. 私たちの活動

ゆるやかなネットワークのもと、活動の強化と展開を目指し連携協力体制を築きます

このネットワークは、日本で暮らす移住(外国人)労働者やその家族の人権擁護や自立への支援を目的として九州で活動する団体や個人があつまり、1998年5月に発足しました。このネットワークでは、各団体や個人の主体的活動を尊重しあう緩やかなネットワークのもと、相互の情報交換や具体的なケースでの協力、共通する課題への協働行動を行うこととしています。

3. 私たちの訴え

私たちは、様々な国籍の人たちから相談や支援を求められています。その活動を続けていくために、多くの人たちが私たちと共に活動に参加していただくことを願っています。

何か1つでも出来ることがありましたら、どなたでも結構です。ぜひとも私たちの活動に協力や参加していただける方を求めています。お待ちしております。

九州ネットは、共に運動を担ってくださる方(団体会員：年会費 1万円・個人会員：年会費 5千円)と、財政面で運動を支えてくださる方(団体賛助会員：年会費 1口 5千円・個人賛助会員：年会費 3千円)を募っています。お近くの会員か事務局にご連絡ください。

※団体会員名簿

*アジア女性センター *アジアに生きる会・ふくおか *移住(外国人)労働者問題を考える医療従事者の会 *(株)インターアジア *外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州
*カトリック福岡教区正義と平和協議会 *コムスタカー外国人と共に生きる会 *多文化共生センター・北九州 *バプテスト社会委員会 *美野島司牧センター

※賛助団体

*外国人と手をつなぐ会 *久留米信愛修道院 *ソルト・パヤタス

※個人会員

55名(内賛助会員32名)